令和９・10 年度「物品購入等」入札参加資格審査申請について

令和９年度及び令和 10 年度において、奥州市が発注する物品購入等の入札に参加しようとする方は、次のとおり申請の手続を行ってください。

１　資格要件

資格審査を受けることができるのは、次に掲げる事項全てに該当する方とします。

(1) 奥州市内に営業所又は住所を有する者で、申請日時点で１年以上の営業実績がある者。
市外に本社、本店がある場合は、市内営業所長に入札・契約・請求事務の委任をする者。

(2) 営業に関し法令上許可、認可等を必要とする業種にあってはこれを受けている者

２　欠格要件

次の事項のいずれかに該当する方は、資格審査を受けることができません。

(1) 契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 奥州市暴力団排除条例（平成 27 年奥州市条例第 20 号）第７条に規定する暴力団関係者

(4) 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請している者

(6) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後２年間を経過しない者

ア　契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、若しくは物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　普通地方公共団体の監督または検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　アからオまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

３　登録する物品の種類

(1) 衣服・その他繊維製品類　(2) ゴム・皮革・プラスチック製品類　(3) 窯業・土石製品類　(4) 非鉄金属・金属製品類　(5) フォーム印刷　(6) その他印刷類　(7) 図書類　(8) 電子出版物類　(9) 紙・紙加工品類　(10)車両類　(11)その他輸送・搬送機械器具類　(12) 船舶類　(13)燃料類　(14)家具・什器類　(15)一般・産業用機器類　(16)電気・通信用機器類　(17)電子計算機類　(18)精密機器類　(19)医療用機器類　(20)事務用機器類　(21)その他機器類　(22)医薬品・医療用品類　(23)事務用品類　(24)土木・建設・建築材料　(25)警察用装備品類　(26)その他　(27)立木竹(物品の買受け)　(28)その他(物品の買受け)

４　提出書類等

(1) 入札参加資格審査申請

市ホームページの競争入札参加資格審査申請受付システム（以下「受付システム」という。）より申請してください。

(2) 使用印鑑届兼委任状（様式第１号）

(3) 納税証明書（写）

次の税について、該当する全ての証明書の写しを提出してください。ただし、発行後３か月以内のものに限ります。

ア　国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税、申告所得税について未納税額のないことの証明書です。税務署で発行する証明書で、個人の場合は「その３の２」、法人の場合は「その３の３」を提出してください。

※　国税の納税証明書は、インターネット等を利用して自宅や勤務先から交付請求することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

イ　奥州市の市税に係る証明書（様式第２号（参考））

奥州市の市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の「未納がないことの証明書」については、奥州市役所財務部納税課、江刺総合支所及び胆沢総合支所においては市民生活グループ、前沢総合支所及び衣川総合支所においては市民福祉グループで交付しています。窓口で「入札参加資格申請のために『未納がないことの証明書』を交付して欲しい」とお話しください。

(4) 商業登記簿謄本（全部事項証明書）（写）又は身分証明書（写）

ア　〔法人の場合〕商業登記簿謄本（全部事項証明書）（法務局で発行したもので、発行後３か月以内のものに限ります。）

イ　〔個人の場合〕身分証明書（本籍地の市区町村役場の戸籍担当課（奥州市は本庁市民環境部市民課、江刺総合支所及び胆沢総合支所においては市民生活グループ、前沢総合支所及び衣川総合支所においては市民福祉グループ）で発行したもので、発行後３か月以内のものに限ります。

(5) 財務諸表

直近１営業年度の次の書類を提出してください。

ア　〔法人の場合〕貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

イ　〔個人の場合〕売上高及び自己資本額が確認できる書類（確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等）

※　(2)から(5)はＰＤＦファイルとして受付システムの添付ファイルにアップロードしてください。

５　受付期間等

令和８年11月２日（月）から令和８年11月30日（月）までの間で、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日の午前８時30分から午後９時まで受付システムが稼働します。

６　資格者名簿に登載したときの通知

資格者名簿に登載したときは、当該資格者に通知します。

７　資格者名簿の有効期間

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで

８　その他

(1) 当該申請の有効期間内において、随時受付は行いません。

(2) インターネットに接続できるコンピュータやネット環境がないなどの理由により受付システムを利用できない場合は、奥州市財政課契約係へご相談ください。

(3) １(1)の資格要件がない場合、申請は受け付けますが、資格者名簿には登載しません。

(4) 申請書に記載の営業所の基準は、別紙「物品購入等、役務・賃貸等の指名競争入札に参加しようとする者の入札参加資格審査における「営業所」の基準」のとおりとします。

(5) ３の物品種類を細分化するため、令和９年１月頃に追加調査を行います。

(6) 申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その事実を証明する適宜の書類を添付し、その都度「受付システム」から変更申請を行ってください。ただし、希望種目の追加は受け付けません。

(7) 「上下水道部」及び「医療局（総合水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所及び衣川歯科診療所」への申請は必要ありません。

(8) 申請に関する問合せ先

奥州市財務部財政課契約係

【電　話】0197-34-1767

【F A X】0197-23-5240

【メール】keiyaku@city.oshu.iwate.jp